

モルガン・スタンレー (Morgan Stanley)

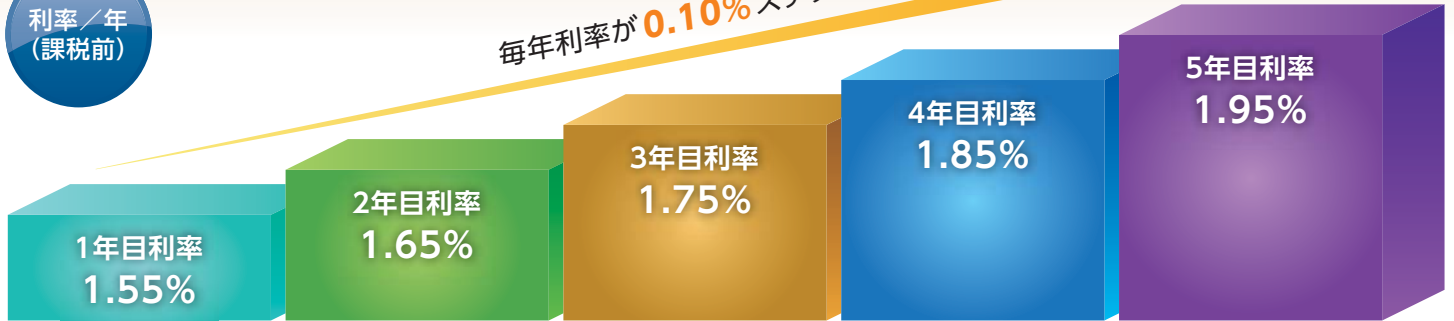
2017年2月24日満期

利率ステップアップ型 円建社債



利率/年
(課税前)

毎年利率が0.10%ステップアップ



売出要項			
発行体	モルガン・スタンレー	売出期間	2012年2月8日～2月23日
発行体格付け	A2 (Moody's) / A- (S&P) / A (Fitch)	発行日	2012年2月23日
償還価格	額面金額の100.00%	受渡日	2012年2月24日
お申込単位	額面1,000,000円単位	償還日	2017年2月24日
		利払日	毎年2月24日および8月24日(年2回)

発行者概要 Morgan Stanley (モルガン・スタンレー)			
国 籍	米国	株 主 資 本	約572億米ドル(4.57兆円、1ドル=80円換算、2010年12月末現在)
所 在 地	1585 Broadway, New York, NY 10036, USA	総 資 産	約8,077億米ドル(64.6兆円、1ドル=80円換算、2010年12月末現在)
上場取引所	ニューヨーク証券取引所	自己資本比率	中核的自己資本比率(Tier1)16.1%(2010年12月末現在)
事 業 内 容	1935年設立。世界43カ国に1,300以上のオフィスを展開し、時価総額および資本において世界最大規模を誇るモルガン・スタンレーは、現在、法人、機関投資家をはじめ、政府、個人投資家を含む、幅広い顧客層に包括的なサービスを提供するグローバル総合金融サービス企業です。		
出資構成等	2008年10月、三菱UFJフィナンシャルグループ(MUFG)はモルガン・スタンレーに対し約9,000億円を出資、2011年6月、本出資に基づき保有していた転換型優先株式を普通株式に転換し、モルガン・スタンレーの議決権の約22.4%を取得しました。これにより、モルガン・スタンレーはMUFGの持分法適用関連会社となりました。		

本社債の主なリスク

- 価 格 変 動 リ ス ク : 途中売却の場合は、金利変動等による債券価格の変動により、投資元本割れのおそれがあります。
- 信 用 リ ス ク : 発行体の経営・財務状態の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本割れや利金の支払いが遅延または不払いとなるおそれがあります。
- 流 動 性 リ ス ク : 途中売却の際、換金が困難な場合や不利な価格となり損失を破ることがあります。

手数料など諸費用について

- 本社債の購入は相対取引となるため、購入対価のみをお支払いいただきます。

売買等に関する留意事項

- お申込の際は、必ず契約締結前交付書面、目論見書、お客さま向け資料等をよくお読みいただき、説明を受けた上でお申込ください。
- 本社債は売出社債であり、売出期間中の販売価格は額面金額の100.00%となります。
- 本社債の買付けには、「外国証券取引口座」の設定が必要となります。
- 売出額に限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。
- 本社債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。(金融商品取引法の第37条の6の規定の適用はありません)
- 投資に関する最終決定はお客さまご自身の判断でなさようお願い申し上げます。

税制に関する留意事項

- 利 金 : 20% (国税15%、地方税5%)の源泉分離課税の対象となります。但し、2013年1月1日から2037年12月31日までは20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税率となります。
 - 経 過 利 子 : 途中売却の際の経過利子は、非課税扱いとなります。
 - 償 還 差 益 : 雑所得として総合課税の対象となります。
 - 途 中 売 却 益 : 途中売却益は非課税扱いとなります。
- 上記課税に関する記述において、今後税制が改正された場合、変更になることがあります。

資料のご請求、ご質問など、
こちらまでお気軽にどうぞ!!

コールセンター(携帯・PHS可)
0120-936-884

受付期間 2月8日(水)～2月23日(木)
受付時間 9:00～17:00(土曜・日曜日を除く)

リーディング証券

プライベートバンキング部 03-4570-2630 龍ヶ崎支店 0297-62-6231 下妻支店 0296-44-2131
本店営業部 03-3553-2119 下館支店 0296-22-3136 春日部支店 048-739-2119

- ※ 本債券は銀行預金ではなく、連邦預金保険公社又は他の政府機関による保険あるいは保証の対象となっておらず、また、本債券は銀行の債務ではなく、銀行により保証されていません。
- ※ 本債券はアメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。以下「証券法」という)およびアメリカ合衆国のいかなる州の証券関連法に基づく登録もなされておらず、今後も登録されることはなく、かつアメリカ合衆国の税法上の規制に服します。本債券は、いかなるときにおいてもアメリカ合衆国内(領土、属領およびその他のアメリカ合衆国の司法権に服するすべての地域を含む)において、または合衆国人(証券法に基づくレギュレーションSまたはアメリカ合衆国1986年内国歳入法(その後の改正を含む)において定義される)に対して、またはその計算において、もしくはその利益のために、直接間接を問わず、募集、販売、交換あるいは引渡しが行われることはありません。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

● 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公表縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

● 格付会社グループの呼称等について

・格付会社グループの呼称

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス (以下「S&P」と称します。)	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (以下「ムーディーズ」と称します。)	フィッチ・レーティングス (以下「フィッチ」と称します。)
---	---	----------------------------------

・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社 (金融庁長官(格付)第5号)	ムーディーズ・ジャパン株式会社 (金融庁長官(格付)第2号)	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社 (金融庁長官(格付)第7号)
---	-----------------------------------	---

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.co.jp)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered)に掲載されております。	ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(http://www.moodys.co.jp)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。	フィッチのホームページ(http://www.fitchratings.co.jp)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。
--	--	--

● 信用格付の前提、意義及び限界について

<p>S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。</p> <p>信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。</p> <p>S&Pは、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&Pは、提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。</p> <p>この情報は、平成23年8月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。</p> <p>ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。</p> <p>この情報は、平成22年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。</p> <p>フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。</p> <p>この情報は、平成22年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--	--